

実施内容	注射カリウム製剤の適応外使用（添付文書外の使用）について
適応外使用する 医薬品等の名称	KCL注20mEqキット アスパラギン酸カリウム注10mEqキット リン酸2カリウム注20mEqキット
対象患者	迅速なカリウム補正が求められる状態であるにもかかわらず、補液負荷が困難であることから、添付文書どおりの濃度にて注射用カリウム製剤を投与することが困難な方
承認日	2025年6月25日
対象期間	承認後から当分の間
目的・概要	低カリウム血症の治療において、患者さんが内服困難な場合、および重症の場合にあっては注射用カリウム製剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L以下に希釈し20mEq/時を超えない速度で投与し、1日投与量は100mEqまでとすることと規定されています。しかしながら、高度の水分制限が必要な場合、および速やかな補正が必要な場合などでは、40mEq/L以上の高い濃度で注射用カリウム製剤を使用せざるを得ないことがあります。このようなやむを得ない場合において、当院では、太い血管（中心静脈）から投与すること、および添付文書で定められた投与速度（20mEq/時を超えない速度）にて投与することを条件として、500mEq/Lまでのカリウム濃度で投与することを認めています。また、1日投与量が100mEqを超えることも認めております。
想定される不利益と対策	カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、必ず患者さんに心電図モニターを装着し、シリンジポンプを用いて中心静脈から投与することを定めています。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。高濃度投与にて補正すべき低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた濃度へ移行します。
問合せ先	福岡市立病院機構 福岡市民病院 各診療科 電話番号：092-632-1111（代表）